

## I 学部の緊急対応

### 1 緊急事態の定義

- (1) 学外活動中および移動中（以下、活動中）において、事故・火災・天災等により学生・教職員に重篤な傷害等があった場合
- (2) 活動中にある者が重篤な疾病にかかり、速やかに専門医の治療を必要とする場合
- (3) 学生・教職員が傷害等を他者に負わせた場合
- (4) その他、災害などの危険から避難する場合など

### 2 緊急連絡及び連絡先

緊急事態が発生したと思われる場合は、具体的な内容を速やかに学部へ連絡する。学部では、後述する対策本部が連絡の対応にあたる。

なお、土曜日・日曜日・祝日及び夜間の場合は別紙緊急連絡網に従い、連絡する。

### 3 緊急事態の宣言と対応

学部長は必要に応じて緊急事態を宣言し、教職員にその旨を周知徹底し、これらの事態の收拾のために必要な処置を講じる。

### 4 対策本部の設置

(1) 緊急事態が発生した場合、学部長は対策本部を設置し、対策を講じる。

(2) 対策本部のメンバーは、以下のとおりとする。

- ① 本部長には学部長が当たる。
- ② メンバーは下記のとおりとする。
  - (ア) 学部長
  - (イ) 副学部長
  - (ウ) 事務長
  - (エ) 総務担当係長・学務担当係長
  - (オ) 担当講座教員・現地教員
  - (カ) その他、学部長が必要と認めた者

### 5 緊急時における教職員の対応

休暇中、緊急事態宣言が発せられ、大学への招集連絡を受けた関係教職員は、やむを得ない場合を除き、至急来学し、対策を講じる。

### 6 その他

(1) 本マニュアルを関係者に配布し、理解を得るとともに協力を依頼する。

(2) 外部（保護者等）から大学への問い合わせに対する対応

- ① 勤務時間内は、学部長・副学部長・事務長・総務担当係長・学務担当係長・

担当講座教員が対応する。

② 勤務時間外の場合は、対策本部のメンバーが来学するまで現地教員が次のとおり対応する。

(ア) 担当教員の連絡先電話番号と教育学部の学務担当番号  
(059-231-9346/9319) を外部（保護者等）に伝える。

(イ) 対策本部が設置され次第、対策本部が対応する。

## II 現地での緊急対応

### 1 状況把握

教職員は、負傷・罹患者（以下、負傷者）の数や状況を把握するとともに、学生が混乱しないよう落ち着かせる。

### 2 救急（応急）措置

- (1) 救急車が到着するまで、教職員は負傷者に応急処置をおこなう。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。
- (2) 生命確保の処置が施されているかを確認する。
- (3) 救急車が負傷者を病院に搬送する際は、状況により教職員も同行し、負傷者の状況等について対策本部と連絡を取る。
- (4) 他の学生に状況や今後の対応等について説明し、動揺を抑えることに努める。
- (5) 発生状況等について、対策本部に連絡する。

### 3 関係機関との連携

現地教員は次の対応をおこなう。

- (1) 消防（119番） — 救急車を要請する。隊員の指示に従って救急車に教職員が同乗し、状況を説明する。
- (2) 病院 — 負傷者の治療のため、医師に状況を説明する。
- (3) 警察（110番） — 現地教員は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
- (4) 保護者等 — 負傷者の保護者等へ連絡する。対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみを伝え、状況によっては搬送先へ移動してもらう。  
※注意：見込みの話は混乱のもとになるので、事実のみを伝えること。
- (5) 負傷者 — 病院での同伴、心理的なサポート。負傷者と親密な学生の助力を得ることも検討する。
- (6) それ以外の者 — 心理的なサポートを図る。活動の継続・中断を現地教員等が判断し、その判断に基づいて行動する。
- (7) 学部 — 現地教員は事故の概要を速やかに対策本部に報告する。
- (8) 記録 — 緊急事態対応の妨げにならない範囲で写真やビデオで状況を記録する。

### 4 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- (1) 負傷者の搬送先や状況等、収集した情報を逐次、対策本部に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し記録する。
- (2) 関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、対策本部に窓口を一本

化し、混乱を避ける。

#### 5 学部（対策本部）の対応

- (1) 事故（疾病）の状況等について確認、応援教職員や家族の現地への派遣の必要性等を検討する。
- (2) 必要に応じて、関係者（教職員・保護者等）の緊急集会を開催するなど、不安・動揺を抑える。

#### 6 その他

対策本部は事故（疾病）のその後の状況等を確認しながら、対応計画について協議する。

### Ⅲ 緊急事態終息後の対応

#### 1 原因の究明と再発防止

事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図り、経緯、対処等について記録する。

#### 2 支援・援助

- (1) 事故原因の所在の如何にかかわらず、大学管理下の事故であることから、学生や保護者等に対して誠意をもって対応する。
- (2) 場合によっては、関係者集会を開催するなど、家庭への通知等により正確な情報を提供し、事故後の対処等について理解と協力を求める。
- (3) 負傷（疾病）による入院等で現地に残された学生がいる場合は、他の教職員を派遣し、学生への対応や現地での事後処理にあたる。
- (4) 行動を共にしていた学生については、過度の心理的負担が懸念されることから、事後の観察指導を十分におこない、必要に応じて医療機関等と連携する。
- (5) 負傷者が加入している保険金支払いを請求したか確認する。

#### 3 心理的サポート

- (1) 負傷した学生及び周囲の学生でショックを受けている者がいる場合は、保健管理センターや学生なんでも相談室等に依頼するなど、連携を図りながら心理的サポートをおこなう。
- (2) 当該学年の学生だけではなく、他の学年の学生に対しても事故の概要等について説明することを検討する。

### Ⅳ 緊急事態の予防対策

- (1) 教職員・学生は、宿舎に到着後、宿舎の非常口や避難経路を確認するなど緊急時の対応に備える。
- (2) 活動中に想定される危険・事故、緊急時における対応等について、事前に全教職員で再確認するとともに、学生に対しても十分に指導する。

(以上)

別紙 当該年度教育学部緊急連絡網（講座別）

平成 26 年 6 月 30 日作成